

第1回 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場条例改正準備会議事録

日時：令和元年7月17日（水）13：30～15：00

場所：みさき会館 大会議室

参加者：境港水産事務所 宇山、部谷、尾田

その他は別添、名簿を参照

議事内容：C（コメント）、Q（質問）、A（回答）

項目	議事内容
準備会議の設置要綱および議事の進め方について	<p>全員一致で承認。会長には水産事務所の宇山所長が就任し、議事進行を行う。</p> <p>今回は、法改正とそれに伴う条例改正の内容および会議の進め方について説明し、次回の準備会議で条例の中身について議論したい。条例改正は来年の6月までに終わっていただかなければならないので、今年の9月には取引関係者の議論をとりまとめ改正条例案を作成するというスケジュールで進めさせていただきたい。消費者のニーズに的確にマッチしていること、規制緩和、生産者の利益の確保、高い公共性を保つこと、必要な情報を公開することなどを条例改正の基本的な方針としたい。(宇山所長)</p>
卸売市場法の改正について説明	<p>設置条例改正のスキーム(資料2)および設置条例改正のポイント(資料3)について説明。参考資料として、現在の設置条例全文および改正卸売市場法全文を配布。</p> <p>令和2年6月21日に改正卸売市場法が施行となる。それまでに、設置条例を法改正の方針に沿ったものに改正し県から認定を受ける必要がある。卸売業者の許認可は、「鳥取県卸売市場条例」のほうで定められているが、この条例は改正卸売市場法の施行に伴って廃止となるので、卸売業者の許認可に関する条文を設置条例に移す必要がある。(事務局)</p>
卸売業者を通さない水産物の流通についての議論	<p>Q：市場を通さず、仲買が水産物の取引をすることは現在の条例で認められているのか？(卸売業者A)</p> <p>C：このことは、市場外で仲買が問屋さんから魚を買って、自社の仲卸店舗で販売してよいかどうか、ということ。市場の出荷準備スペースを仲卸店舗と見なすかどうかということがポイントになると思う。(仲買業者A)</p> <p>A：市場外の取引については、設置条例範囲の外となる。つまり特に規制はない。(事務局)</p> <p>Q：出荷準備スペースを店舗として見なすならば、そこで外から持ち込んで販売できるのか？(仲買業者A)</p> <p>A：外から持ち込んで販売するのは不可。(事務局)</p>

<p>卸売業者による自己買受に関する議論</p>	<p>Q：法改正により、卸売業者は仲買行為が出来るようになるのか、ならないのか？（生産者A）</p> <p>A：法改正の一つの柱に規制緩和がある。卸売業者が仲買行為を行うこと（自己買受）を認めるかどうかは、この準備会議で取引関係者の意見を聴きながらルールを決めることになる。現在の設置条例の中で、仲卸業者および売買参加の許可要件の中で卸売業者は許可できないことになっている。（事務局）</p> <p>C：これまでは卸売業者は仲買権を持ってセリや入札に参加できなかったが、この法改正による規制緩和によって卸売業者も仲買権を持ってセリに参加することが可能となる。魚がたくさん獲れて浜値が下がりそうな時に、卸売業者が買い支えることが出来るようになる。これを機会に卸売業者も仲買番号をとってセリや入札に参加できるようにしてほしい。（卸売業者B）</p> <p>C：卸売業者さんの立場から言えば浜値を安定させたいとのことだが、仲買の立場から言わせてもらおうと、そういう状況じゃないとき（大漁で浜値が崩れる時以外）でも買参権をもって競合するのではないかという脅威を感じる。札を握っている人間が自分で落とすとすると公正・公平な取引が出来ないという懸念がある。だから、単純に卸売業者に買参権を付与するのではなく、そういう状況（浜値が崩れるとき）に卸売業者が買えるような仕組みにすべきと思う。（仲買業者A）</p> <p>C：現在の条例では仲卸業者と売買参加者の資格要件で、卸売業者は認められないことになっている。ただ、設置条例第20条の例外規定で、「入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することがないと認められるときは、この限りでない」という例外規定がある。浜値を安定させるということであれば、この例外規定が適用できると思う。（事務局）</p> <p>C：今の例外規定で浜値の安定ははかれると思う。それとは別に、売り手と買い手と一緒にというのは市場の秩序が乱れると思う。（生産者B）</p> <p>Q：今の議論の中で市場の秩序が乱れるとの流れになっているが、どう安定的な市場運営を行っていくか、生産者の利益を長期的に確保するかを幅広く議論したいと考えている。この点、幅広く意見を聞きたい。（宇山所長）</p> <p>A：これから資源管理の時代。これからは売れない魚まで獲ってくるべきではない。（生産者A）</p> <p>A：卸売業者Bの主張は分からないでもないが、卸売業者が買参権を得るということとは別問題だと思う。こういう議論をすることはいいことだと思うが、ずっとこのメンバーで議論する訳ではない。一旦、権</p>
--------------------------	--

	<p>利を認めたら、この先どうなるか仲買としては脅威に感じる。場面、場面で相談しながら進めていくのが現実的ではないか。(仲買業者A)</p> <p>A：一番心配なのはセリや入札を紙で行うこと。売り手と買い手が同一ならばいくらでも不正ができる。電子入札ならそれは回避できるかもしれないが。(生産者A)</p> <p>C：境港の仲買さんが頑張っている中で、卸売業者が買参権を持って参入してきたら公正・公平な取引にはならないと思う。売れ残った魚が出ないよう境港の仲買さんが頑張ればいいと思う。(卸売業者A)</p> <p>A：やはり、売り手がセリや入札に参加すれば不正が生じる懸念は捨てきれない。卸売業者が買い手として参入すれば、境港の仲買の力がなくなると思う(仲買業者B)。</p> <p>A：仲買業者Bとほぼ同じ意見。(仲買業者C)</p> <p>A：卸売業者Bの言うことも、仲買さんの意見も分かる。しかし、自分がセリをされていてこれ以上、値段が下がらないようにしたことはある。生産者のために何とか買参権を持たずに値段を維持したいと努力したいと考えている。(卸売業者C)</p> <p>A：むしろ、これから資源管理が強化されることを考えると仲買業者がもつのか心配だ。その地域にあったやり方があると思う。(生産者C)</p>
--	--

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場条例改正準備会議 出席者

区 分・所 属		役 職	氏 名	出欠
生産者	鳥取県漁業協同組合	代表理事組合長	景山一夫	出席
	鳥取県沖合底曳網漁業協会	事務局長	前嶋 宏	欠席
	山陰旋網漁業協同組合	会長	岩田祐二	出席
	山陰旋網漁業協同組合	専務理事	川本英文	欠席
	日本海かにかご漁業組合	会長	岩田慎介	出席
	鳥取県小型いかつり漁業協会	事務局長	前嶋 宏	欠席
	鳥取県沖合いかつり漁業協会	会長	岩田慎介	出席
卸売業者	鳥取県漁業協同組合	境港支所・販売統括部長	景山 悟	出席
	鳥取県漁業協同組合	境港支所・販売部長	森脇和浩	出席
	境港魚市場株式会社	代表取締役会長	佐々木六郎	出席
	境港魚市場株式会社	代表取締役社長	石橋 久	出席
	漁業協同組合 JF しまね	専務理事	中尾由岐夫	出席
	漁業協同組合 JF しまね	常務理事	福本匡弥	出席
仲買業者	境港鮮魚仲買協同組合	理事長	島谷憲司	出席
	境港鮮魚仲買協同組合	副理事長	森脇哲雄 代理（井川 豊）	出席
	境港鮮魚仲買協同組合	副理事長	越河彰統	欠席
	境港鮮魚仲買協同組合	副理事長	川口利之	出席
市場管理者	境港水産物市場管理(株)	専務取締役	北野茂樹	出席
水産振興	境港水産振興協会	専務理事	江尻敏美	出席